

# 『キャリアカール.』 営業代理店規約

代理店（以下、甲という）キャリアカール.本部（以下、乙という）とは、乙が運営する『キャリアカール.』の商材と技術（以下、本サービスという）の顧客への営業、代理販売に関して、次のとおりとする。

1. 甲は本規約を承認の上、乙が運営する本サービスを顧客に販売する。
2. 甲は顧客に対して本サービスの紹介および代理販売を行なう。
3. 甲及び乙は本サービスを利用する顧客の満足が得られるように努める。
4. 甲及び乙は、甲乙相互の事業の発展を図るものとする。
5. 本サービスの詳細については別紙に定めたとおりとする。

（本サービスの営業および代理販売業務の有効範囲）

1. 甲が行う顧客に対する本サービスの営業および代理販売の業務に関しては、下記の通りとする。
  - ① 顧客への本サービスの紹介および説明
  - ② 本サービス利用希望者の乙への紹介
  - ③ 甲の紹介で本サービスの利用契約を締結した顧客（以下、当該顧客という）に対する本サービスの利用料金の案内業務
2. 当該顧客に対する集金方法についての案内は甲に一任するものとするが、当該顧客の立場を鑑みて、誠実な対応を心掛けなければならないものとする。また甲は当該顧客に対し、原則として本サービスの利用を条件にして、便宜供与を図ってはならないものとする。

（販売開始時期及び販売価格）

1. 甲の本サービスの代理店販売は、この契約完了時より開始とする。
2. 甲は、本サービスを顧客に紹介、販売するものとし、甲は当該顧客から原則として乙の定める商材価格を提示し、乙へ支払い方法を案内する、又は乙への取り次ぎを行うものとする

（権利義務譲渡の禁止）

甲は本代理店権利義務一切を乙の事前承諾なしに第三者に譲渡することはできないものとする。

（キャリアカール.ブランドの所有権）

1. 甲はキャリアカール.ブランドの営業および代理販売業務の履行に際して、乙の所有とし、この情報、ノウハウ、コンテンツ、ロゴ、プロダクトデザイン、商標、マニュアル、資料、その記録媒体およびその他の著作物を無断で使用、複製、転用、公開、譲渡、翻案および翻訳する等の所有権、知的財産権ならびに著作権を侵害する行為をしてはならないものとする。
2. 他者が前項に違反した場合、当該部分に係わる一切の法的権利は、乙に帰属するものとし、乙は違反者に対し、損害賠償を請求できるものとする。

（本サービスの中断または停止）

乙は下記のいずれかの事由が発生した場合には甲に事前通知することなく、本サービスならびにそれに係るサービスの提供を中断または停止することがある。なおその場合、甲及び本サービスの利

用者が被った損害（機会損失を含む）について、本契約で特に定める場合を除き、乙は一切の責任を負わないものとします。

- ① 火災、停電などにより、本サービスならびにそれに係るサービスの提供ができなくなった場合
- ② 地震、津波などの天災により、本サービスならびにそれに係るサービスの提供ができなくなった場合
- ③ 戦争、動乱、暴動などにより本サービスならびにそれに係るサービスの提供ができなくなった場合
- ④ その他、乙が本サービスならびにそれに係るサービスを提供する上で、一時的な中断が必要と判断した場合

#### （代理店の解約）

1. 甲は、代理店としての解約を希望する場合、乙はその申し出を受け解約できるものとする。

#### （機密保持）

甲及び乙は、各々知り得た情報、その他甲及び乙の本サービスの機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩してはならない。ただし、書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

#### （信用）

甲及び乙は相互に相手の信用を毀損、または毀損する恐れのある行為を一切行わないものとする。また他の代理店、顧客の利益を害する行為を一切行わないものとする。

#### （損害賠償規定）

1. 甲または乙は、相手方の故意または重過失による場合は、直接の結果として現実に蒙った損害の範囲内を限度として、相手方に対して損害賠償を請求できるものとする。
2. 甲および乙の一方が、相手方の特定の規約違反を許容し、その違反により発生する損害賠償請求権等の放棄をしても、その後の違反に対する権利を放棄するものではないことを、甲乙双方は確認する。

#### （類似サービスの取扱）

甲は、本サービスと類似するサービスを提供する時は、事前に乙に承諾を得るものとする。

#### （取引の取り消し）

1. 甲及び乙はが以下のいずれかに該当する場合、書面通知をすることによって、本契約の全部もしくは一部を直ちに取り消すことができる。また、乙は契約の取消に際し発生する一切の責任、賠償は負わないものとする。
  - (1) 申告、届出内容に虚偽があった場合。
  - (2) 重大な背信行為があった場合。
  - (3) 本サービスの運営を妨げるような行為を行った場合。
  - (4) 第三者の著作権、財産、名誉又はプライバシー等の権利を侵害した場合。
  - (5) 公序良俗または法令に違反した場合。
  - (6) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けた場合。
  - (7) 破産、和議、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされた場合。

(8) 乙の卸価格の請求に対して、3ヶ月以上支払いを遅延、滞納した場合。その他甲の信用状態に重大な変化が生じた場合。

(9) 販売方法について行政当局による注意または勧告を受けた場合。

(10) 本サービスの利用により知り得た利用者の個人情報、利用者に無断で第三者に漏洩した場合。

(11) 犯罪に結びつく行為、反社会的勢力と結びつく行為、およびそれらに結びつくおそれのある行為をした場合。

(12) 本契約の条項に違反した場合。

(13) 乙が本サービスの営業および代理店販売業務にふさわしくないと判断した場合。

2. 本契約の取り消しを行った場合でも、当該顧客が本サービスの利用を希望する場合は、当該顧客に関する一切の権利は甲に帰属するものとし、当該顧客の本サービスの利用を妨げない。

#### (裁判管轄)

甲と乙の間に訴訟の必要が生じた場合は、乙の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### (信義誠実)

本規約に定め無き事項もしくは本規約の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙信義誠実を旨として協議解決するものとする。

以上の内容に同意する